

議案第150号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出
する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。